

平成21年度 芦屋市教育委員会第14回(臨時会)委員会記録

日時	平成21年12月18日(金) 16:05~16:24
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	(委員) 委員長 近藤 靖宏 委員長代理者 白川 蓉子 委員 植田 勝博 委員 宇佐見裕子 教育長 藤原 周三 (事務局等) 波多野管理部長, 上月学校教育部長, 橋本社会教育部長, 中務管理課長, 稗田教職員課長, 北尾教職員人事担当課長, 伊田学校教育課長, 津村生涯学習課長, 細見文化振興担当課長, 白川市史編集担当課長, 中村打出教育文化センター所長, 秋本学校教育課主査, 長岡管理課課長補佐
事務局	教育委員会管理部管理課
会議の公開	公開
傍聴者数	なし

1 議案等

報告第9号 芦屋市文化基本条例原案について
報告第10号 平成21年度心身障害児の適正就学について

2 議事内容

委員長) 日程第1 開会宣言
委員長) 日程第2 会議成立の宣言
委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(藤原委員)
委員長) ここでお諮りいたします。

報告第10号「平成21年度心身障害児の適正就学について」は、その内容から、非公開で審議するのが適当と考えます。よって、非公開で審議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。報告第9号「芦屋市文化基本条例原案について」を議題とします。提案説明を求めます。

文化振興担当課長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。最終の原案というか、これをもって基本条例をとということですね。

文化振興担当課長) はい。これをもとにして議案を作成する予定にいたしております。

委員長) もう最終のときを迎えているのですね。これについて何か質疑はございますか。

植田委員) 私は、この文化基本条例に強い関心を持って経過を見てきました。不十分ではありますが、メッセージを送ってきたわけです。芦屋の文化というのは一体何だということからスタートいたしまして、芦屋は国際文化住

宅都市であります、その中身って一体何だろうか。芦屋はどこに行くのだろうか。文化の重要性というのを、もう一度再確認すると、懇話会では市民の皆さん方がある種燃えて、いわゆる芦屋ルネサンスにつながったのです。

この文化基本条例については、結論的に言いますと、それなりの内容で、特に積極的に反対すべきところもありますが、若干、立体感に乏しさを感じております。

あるものをただあるがままである限りは、結局はただあるだけで、そこには魅力はありません。行政が文化に対して積極的に、この芦屋の文化に対してやるべき動機づけがなくなると、芦屋の文化の掘り起こし、あるいは芦屋の市民の皆さんからの文化活動の創造ですね、それを世界に発信できるように、その装置づくりは市民の力だけでは不十分で、そこにいわゆる芦屋というブランドを持つ、その文化に対する目的、これが具体化され、実行化されるような条例が必要である。こういうことだったわけです。

第1条で、個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とするとありまして、この趣旨においては、基本のところは押さえられていると考えています。あとは、いわゆる創造性を市民も事業者も行政もやっていかなければいけないという形においては、基本のところは押さえられていると考えています。

私が考える、一番怖いことは、行政が行政の枠内で、行政の発想だけという場合は、市民の創造とか、いわゆる文化的な創造力を生み出すことはなかなか難しい。まさに今の時代で言うと、NPOのような組織ですね。市民力みたいなものが柔軟に入ってきて、そして、その行政の枠を超えながら官民一体となった装置づくりというのが、実は私は非常に重要なことだと思っております。従来からの、条例ができました、推進するための審議会ができました、これからまたそれに基づいてやっていきましょう。これは現場とはミスマッチですよという形が、どうしても疑心も含めてあるわけですけども。結論を申し上げますと、欠点がさほどあるわけではありませぬので、もう少し欲を言えば、私の思いとしては先ほどのような思いが残るということです。

委員長) この原案には、おおむね盛り込まれているということによろしいのですか。

植田委員) そうですね。

白川委員) 私が疑問に思ったのはこの[考え方]という項目です。

教育長) 正式に条例案を提出するときには削除します。

委員長) これについては、ずっと審議をされてきて、意見も入って、できあがったのですね、

社会教育部長) どこまで盛り込めたかというところ、植田委員は御不満かもわかりませぬ。意見が出たということは、原案策定委員会に報告させていただいています。

委員長) これについては何年かかったのですか。

植田委員) 3年になりますね。

委員長) 一つの形がここへ集約されたわけですが、これからどういうふうにかこれが動いていくのか、その辺を、危惧されたところが根底にあるわけですけども、心がけていただきたいと思っております。

教 育 長) 今後どういう流れになるかご説明いたしますと、条例が制定されましたら、その中には文化振興審議会や、文化振興基本計画をつくる必要があります。それをどういう組織でつくるのか。今までは教育委員会が請け負ってつくってききましたが、今後は市長部局が中心になると思っております。

委 員 長) 今後のスケジュールはどうなっていますか。

社会教育部長) 3月議会に上程し、可決いただきますと、4月1日からこの条例が施行されます。その上で、文化振興審議会の組織が設けられます。それから、文化振興基本計画、これは市ではなく、市長がつくるものです。基本的な計画をつくるに当たっては、文化振興審議会の意見を聞かなければならないということで、行政が案はつくっても、審議会の委員のいろいろな意見がここで議論されます。

それから、審議会の所掌事務を見ていただければわかりますが、調査、審議、文化の施行に関する事項について意見を述べるということ以外に、文化の振興に関する施策の評価まで盛り込んでおります。この条例ではこの辺をきっちり盛り込んで、あとは、どこまで行政がやっていけるか、そこが課題になってきます。

植 田 委 員) 次に2点、この間たまたまお会いした方から、「文化基本条例はどうなってしまったのですか、とても期待していたのですが」と言われました。行政としては一定の手続は必要だとは思いますが、芦屋の文化を出したくて、活動したい人たちの、そういうエネルギーをどう出していくかが課題です。

もう一つは、教育委員会は市民文化を担っていて、設備を持っているのですから、文化行政を教育委員会が握っているのが現状ですね。ですから、市長部局は、これに基づいて計画をつくるにあたり、そういう市民のいろいろな文化的な活動のある程度形成していく必要があるのだと思います。

教 育 長) 文化のプロモーターが必要なのですね。

植 田 委 員) そうです。

社会教育部長) 文化に対しては、リーダー役という意味では、市長部局より教育委員会がとってきております。ただ、教育委員会だけにお任せというのではだめですと、私どもは発信しております。

教 育 長) そこなのです。

社会教育部長) ですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

委 員 長) それでは、いろいろ御意見いただきましたし、長い間、これまで検討してきました内容でございますので、これで審議を打ち切りたいと思います。よろしいですね。

植 田 委 員) はい、結構です。

委 員 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）

< 非公開審議 >

委員長) 日程第 5 閉会宣言